

平成 26 年 6 月 13 日

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長 石川 裕己 殿

鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会

委員長 杉山 雅洋



鉄道助成業務に関する改善意見

鉄道助成と助成対象事業の効果的な実施支援を進めるため、下記のとおり意見を提出するので着実に実施されたい。

記

鉄道に関する助成業務について、説明責任の履行及び透明性の確保等の観点から、平成16年に当委員会が設置された。その後、鉄道・運輸機構の第2期中期計画及び平成20年度計画において「第三者委員会からの改善意見は1年以内に業務運営に反映させる」との記述が盛り込まれたことを契機に、平成20年度より、鉄道・運輸機構の実施する鉄道助成関係の業務に対して、改善意見としてまとめ、提出してきた。

改善意見としては、鉄道助成業務の根幹である審査業務の適正・効率的な執行、このための職員の能力の維持・向上、鉄道事業者等への適切な情報の提供等に関するものを中心とし、その時代の社会情勢などを勘案したものとして提出してきた。

これに対し、機構は委員会の意見に応え、業務執行の改善に努めてこられたことに敬意を表する。

引き続き、今年度においても、審査業務の適正・効率的な執行、職員の能力向上、鉄道事業者等への適切な情報提供に、日々、努めて頂きたい。

今年度は、以下の2点を特記する。

1. 鉄道助成業務の一層の効率化・透明化を推進するため、現地審査等の機会を捉え次の点を実施すること。
 - ・ 本年4月1日の消費税率の変更に関して、助成対象事業者の契約等の手続きが適切かを確認すること。
 - ・ 受給団体の不正受給・不正使用の防止を図るため、関連法令等を周知すること。

2. 公共施設の適切な維持管理への対応が求められる一方、少子・高齢化や地方圏での人口減少が避けられない社会構造から、地域公共交通のあり方の再検討は避けられないことを思慮する。

地域鉄道事業者の助成がより有効に活かされ、地域の活性化につながるような、助成対象事業の効果的な実施に資する情報提供のあり方を改めて検討すること。

なお、設置後10年を迎え、「第三者委員会の進め方」(平成20年12月3日改正)についても、再検証を行うこと。